健康保険被扶養者(異動)届

令	和		月	日技	是出																
事業												受付年月日									
業主記入欄	事業所所在地											社会保険労務士記入欄									
	電話番号()											氏名	等								
被保険者欄	被保険記号・				_				生年月日						性別		·女 標	票準報酬月額	準報酬月額		
	氏名	(氏)				(名)				取得 年月日	昭•平	·令	年	月	l E	住民第					
被扶養者になった場合は「該当」、被扶養者でなくなった場合は「非該当」、氏名や住所などの変更の場合は「変更」を〇で囲んでください。														ごさい。							
被扶養者欄 1	氏名	(フリガナ) (氏)			(名)				生年 月日 個人	昭・平・	令	年月			性別	男	·女 	続柄			
	介尼西	188	Ŧ						番号	海外居住者		_ 	₽外特例 要件	(海外	- 特例要件) 理曲	1.留	学 行家族	※記入例 長男 3.特定活動 4.海外婚姻	男・二女 5.その (
	住民票住所	1.同居 2.別居								から国内に 合は右欄を ださい。	転入した場 記入してく				 特例要件 非該当	理曲	1.国		令和 年 月	日)	,
	(該当)	被扶養者になった日	令和	年	月		日	職業	1.無職 2.パート 3.年金受給者	4.小・中学 5.高・大学 6.その他	生(年	生)	年収	理由				理由	1.被保険者取利 2.出生 3.離職	5.同	
	(非該当) (変更)				月	月 日 1.死亡 理由 2.就職 3.収入増加				4.75歳到達 5.障害認定 6.その他(備考	居所住	所を記入	してください	ださい		資格確認 発行要否		□ 発行が必要
		(フリガナ)							生年		. 年		月	I :	目						
被扶養者欄2	氏名	(氏)			(名)				月日個人	昭・平・	令	_			性另	男	•女	続柄			
			₹	_					番号	海外居住者又	が又は海外				 特例要件 該当) 理由	1.留	学 行家族	※記入例 長男 3.特定活動 4.海外婚姻	男・二女 5.その	
	住民票住所	1.同居 2.別居								から国内に 合は右欄を ださい。	記入してく		外特例 要件	海外特例要件非該当理由			1.国	内転入(の他(令和 年 月	年月日)	
	(該当)					月日職業			1.無職 2.パート 3.年金受給者	6.その他	生(年	生以下 生(年生)					円		1.被保険者取得 4.収入減 2.出生 5.同居 3.離職 6.その他()		
	(非該当)	被扶養者でなくなった日	令和	年	月	理由 2.就耶			1.死亡 2.就職 3.収入増加	4.75歳到達 5.障害認定 6.その他(2	備表		居所住	所を記入	してください	, `			資格確認書 □ 発行が。 発行要否	
被扶養者欄3		(フリガナ)	(フリガナ) (氏)						生年	昭・平・	令	年	月		世		·女				
	氏名								月日 個人 番号			-			-			続柄	※記入例 長男	男・二女	・・父・義母
	住民票	1.同居 2.別居	₹	_						海外居住者3 から国内に転 合は右欄を記	転入した場		外特例 要件	```	海外特例要件該当理由		2.[0]	行家族	3.特定活動 5.その他 4.海外婚姻 ()		他
	住所			年	! : 月	i			1.無職	ださい。 4.小·中学			女什	#該当 「本外特例要件) 「非該当				内転入(の他(令和 年 月 日)) 1.被保険者取得 4.収入減		
	(該当)	被扶養者になった日	令和	年			日	職業	2.パート 3.年金受給者 1.死亡	5.高·大学	生(年 (生)	年収	理由 2.出台 円 円 2.出台 3.離卵				2.出生 3.離職	5.同 6.そ		
	(非該当) (定更)	被扶養者でなくなった日	令和					理由	2.就職 3.収入増加	5.障害認定	2)	備考						資格確認語 発行要否		□ 発行が必要
被保険者の配偶者が被扶養者ではないとき(例: 夫婦共働きの場合)は記入してください。																					
												はて	れせれた	削の用語	批で提口	il CCE	au.				
扶養に関する申立書(添付書類の内容について補足する事項がある場合に記入してください)																					

申立の事実に相違ありません。 氏名

記入方法

〇被保険者欄

・被保険者記号・番号 : 資格取得時に払い出しされた被保険者記号・番号をご記入ください。被保険者資格取得届と同時に提出する場合は記入不要です。

記号番号はマイナポータル・資格情報のお知らせ・資格確認書でご確認ください。

・氏名 :氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名を記入してください。

・生年月日 : 年号は該当するものを〇で囲んでください。 ・性別 : 該当するものを〇で囲んでください。 ・標準報酬月額 : 被保険者の標準報酬額をご記入ください。

・住所:住民票の住所をご記入ください。

〇被扶養者欄

・氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名を記入してください。 ・続柄 : 続柄欄には「長男」「二女」「父」「義母」等詳細な続柄を記入してください。

・個人番号 :本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。

・住所 : 被保険者と同居または別居のいずれかを〇で囲み、同居の場合は住所記入は不要です。別居の場合は、住所欄に住民票の住所を、「備者欄」に

居所をご記入ください。住民票住所と居所が同じ場合は居所の記入は不要です。なお、海外居住者については、国内における協力者住所(親族、被保険者の勤務先住所等)を方書きも含めてご記入の上、「備考」欄に海外居住先の住所及び国内協力者が親族の場合は氏名及び続柄を

ご記入ください。

・被扶養者になった日 : 被保険者の健康保険加入と同時に提出する場合は「取得年月日」と同日、それ以外の場合は出生年月日等の実際に被扶養者になった日を

ご記入ください。

・年収:今後1年間の年間収入見込額をご記入ください。収入には、非課税対象のもの(障害・遺族年金、失業給付等)も含みます。

非課税対象の収入がある場合は、受取金額が確認できる書類のコピーを添付の上、「備考」欄に具体的な内容をご記入ください。

・理由 : 被扶養者となった理由を〇で囲んでください。ただし、『被保険者資格取得届』と同時に提出する場合は記入不要です。

・被扶養者でなくなった日 :死亡による場合は死亡日の翌日を、それ以外の場合は非該当になった当日の日付をご記入ください。

・海外特例要件 :海外特例要件該当・非該当のいずれかを〇で囲み、理由をご記入ください。 ・備考 被扶養者情報に変更がある場合は、変更の内容とその理由をご記入ください。

・配偶者の年収:配偶者以外を被扶養者とする場合で、被保険者の配偶者が被扶養者でないときは配偶者の年間収入をご記入ください。

これは、配偶者以外の方について、被保険者と配偶者のどちらの被扶養者に認定するのが適正なのかを確認するためです。

・資格確認書の発行要否 :資格確認書の発行が必要な場合(※)は、「発行が必要」の口にぐを付してください。

※以下に該当する場合に限ります。

・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者

・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者

・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

添付書類

- ① 16歳以上の場合、収入を確認できる資料として非課税証明書または収入証明書。但し、全日制の学生については学生証の写しにかえられます。
- ② 給与収入のある方については①の他に直近3か月分の給与明細
- ③ 年金収入のある方は①の他に年金額のわかる書類。(「**年金振込通知書(写**)」、「年金**証書(写)」、「年金額改定通知書(写)」**等。)
- ④ 同居要件のある場合、別居の場合等、「世帯全体の住民票(全部事項証明)」、別居の場合は、直近3か月の送金証明書。
- ⑤ 異動の理由が被保険者の取得、出生以外の追加の場合、**扶養の経緯を記した申立書**
- ⑥ 削除の場合、被保険者証・資格確認書。他に健保より発行された証書がある場合はその証書

(限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受領証等)

・被扶養者認定について

1.この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は 口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として決定又は採決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります)なお、審査請求があった日から2か月を 経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

- 2. この通知書を受け取ったら、すみやかにそれぞれの被保険者に通知しなければなりません。
- 3. この通知書は完結となった日から起算して2か年月は、事業主が整理保存しておかなければなりません。

ご不明な点があるときは当健康保険組合へお尋ねください。